選管告示

資金管理団体の名称等.....

政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等

O 九

九八八

政治団体の異動事項.....

政治団体の名称等......

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課).....

公共測量の実施の終了 ( 三件 ) ( 監理課 ) ......

土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定 (農村整備課)..... 土地改良区役員の届出 ( 農村整備課 ) ...... 

基本測量の実施の終了 ( 監理課 ) ......

解散等に係る政治団体の名称等.

Щ

П

包括外部監査契約の締結 (監査委員事務局).....

指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課).....

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 ( 二件 ) ( 厚政課 ) ....... 生活保護法の規定に基づく施術者の指定 ( 厚政課 ) ....... 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課).......

土地改良区定款変更の認可 ( 農村整備課 ) ..........

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

道路の位置の指定 ( 二件 ) ( 建築指導課 ) ......

五四四

国土調査の成果の認証 (地域政策課)......

目

4月13日

個人演説会等を開催することができる施設.......

\_ O  $\overline{\circ}$ 

四

七

資金管理団体の異動事項.....

平成 24 年 (金曜日)

公安委告示



監査公表 ( 二件 ) ......

教習指導員審査の実施..... 技能検定員審査の実施

## 山口県告示第百六十九号

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年四月十三日から同年五月七日までの づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 に供する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧

五

平成二十四年四月十三日

山口県知事

井 関 成

申請者の氏名又は名称及び住所

七六六六五

氏名又は名称 宇部興産株式会社 宇部市大字小串ー九七八番地の九六

工場又は事業場の名称及び所在地

\_

七

所在地 宇部市大字小串ー九七八番地の 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区

特定施設に関する事項

Ξ

	1-13X-	7 - 7	/ ] 10	Н -	工作口			<u>щ</u>		<u> </u>		<i>&gt;</i> 1<		TIX		
	No. 7	No. 6	No. 3	No. 2	No. 1		排		四	備考				種		(二)
	排	排	排	排	排		水		排出水の汚染状態の値及び排出水の量	(→)	"	四七一八		類		排出
	水	水	水	水	水				の汚染	の表の備考は、		八	通	水		される
=		П	П	П	П	通	小		状態の					赤素イ		汚水等
	八主	"	七 五	t :	七・四	常	素イ	排	値及び	この表に	"	七	常最	+		の汚迹
	_					最大	オート		排出	こついて				(水素指数)	汚	米状態
	"	"	"	"	九≀六	1		出	水 の 量	この表について準用する。	"	八八六	大通	化	_1,	が値及
	≡	"	Ξ	六	_ 〇 九	通常最大	化学的			<b>న్</b>		10, 000 110, 000		学 的	水	
	<u> </u>		五五	六・七	九	常	酸素	水		-	"	0	常最	酸素	等	等の量
	"	四	五五	"	=	大 · ·	安求量	の				00		mg要 / 求 ℓ )量		_
		五	<u> </u>			通	浮			-	"	検	大通	浮	の	
	"	t	八	=	一 五 九	常	遊物	汚				出 せ ず	常	遊	汚	
					I	最 m	質質量	染				9	最	物		
	"	"	"	"	五			*			"	_	大	<sup>mg</sup> 質 / ℓ )量	染	
	"	"	"	"	二 五	最加大	が知り、独立の	状			"	検	通	窒	状	
			0		<u> </u>	通	窒					出 せ ず	常			
	"	〇 六	〇 · 六 九	<u>:</u>	_ 五	常		態		-	"	検出	最	mg	態	
						E (m / l)	ig '	の				せず	大	。 / _ _ _ _ _ 素	の	
	"	Ξ	六	五		通	()系				"		通			
	O·O六	"	〇 ・ ○ 五	O·O六	〇 〇 五	常		値				検出せず	常		値	
						最m	<b>燐</b> 災 g			-	"	検出	最	<b>燐</b> 災 (mg		
	"	"	<u>.</u>	"	Л	大	2					せず	大	, e		
	六四	九	<u> </u>	四四、、	<u> </u>	通	排出			-			通	汚った		
	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	二四、七五〇	六 五		244	水 の 一	)			0	0		が等の一	) -	
		0	O	· 九	八 三	常最	出当た	Í			· -	O - O 五	常	日 当 <i>t-</i>	i	
	六四八、	九一、	Ē	四六	五九	耳又	排出水の一日当たりの量 (m)	) <u> </u>					最	汚水等の一日当たりの量 ( m)	) [	
	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	五四	七九四	〇・八 二八、二三〇・八 三五、九四〇・八	大	m	3			二 八	0 :	大	m	3	
			_ ==	ഥ	_ / \						/\					J

第四十	備考「四	"	四七一八	種類										
第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。	四七一八」とは、水	0	Ξ	能パリカ	構									
定業の用に供す	水質汚濁防止は	"	平	年予工 月 着 日定手										
9る分離施設.	法施行令 (昭和	"	平成二四、	年予工 月 第 日定成	造									
いをいう。	和四十六年政	和四十六年政	和四十六年政	和四十六年	和四十六年四	和四十六年四	"	平成二四、 五、二五、五、二五、五、二、五、二、五、二、二、二、二、二、二、二、二、二、	年予使 月 開 日定始					
	昭和四十六年政令第百八十八号)別	_	_	- 1	政令第百八·	政令第百八·	政令第百八·	政令第百八-	政令第百八-	政令第百八-	"	断続	間使 用 時 隔間	使
					"	四時間	時リー の日 使当 間用た	用の方						
	表第一	"	変動なし	動季 の節 概的 要変	法									

種類、構造及び使用時間間隔等

防

の野周

對上二七五五 局南市大字鹿

ムせせらぎ グループホー

の野周

野上二七五五局南市大字鹿

活共対認 介同応知 護生型症

平

成

二四

のた住事 所る所 在事又 地務は 所主

名居

称介

所事

在業

地所

種事 類業

指定年月日

0

宅

護

山口県知

事

井

関

成

Ξ

○ <u>:</u>

七七、

七〇三・三

八五、

三七・

11

八五二、二二〇

八五二、二二〇

のた住事 所る所 在事又 地務主 者

名介

称予

所事

在業

地所

種事 類業

指定年月日

の

山口県知

事

井

関

成

項の規定により、

護

防

二九〇の一

みすみ き活きネット ション生 ルパース

二九〇の一

介防介 護訪護 問予

平

成

「回

の野周

ムせせらぎ

の野周

5上二七五五 6 南市大字鹿

\_

"

護生型症防介 活共対認護 介同応知予

## 山口県告示第百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、 土地

묵

平成二十四年四月十三日

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

美祢市於福土地改良区 土地改良区の名称

> 可 年 月 日

山口県知事

\_

井

関

成

平成二四 四 五

## 山口県告示第百七十五号

安林の指定施業要件を次のように変更する予定である 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、 保

平成二十四年四月十三日

山口県知事 \_ 井 関 成

四八四の五、字本谷一四八四の二八七から一四八四の二八九まで、阿東徳佐中字芦谷 七三の一、九七三の一一、九七三の一六、九七三の一七、字榎谷一五八九の一、一五 一四八八の二、字畑ノ奥一五八六の一、一五八六の二 八九の八、阿東生雲西分字西楢原一四一六の一、阿東徳佐上字楠谷一四八四の四、一 山口市阿東生雲東分字三谷七〇〇の一、七〇〇の二三、七〇〇の二五、 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 字猫堂奥九

保安林として指定された目的

水源の涵養

Ξ 変更後の指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない
- 2 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 山口市森林整備計画で定める標準
- 3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。 次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

の一、五二六の四、五二六の五、大字高佐下字上足谷七六七の一、七六七の二、七六 七の六から七六七の一九まで 九六四の一一から三九六四の一三まで、三九六四の一九、大字紫福字奥材木谷五二六 洗川三九○七の六、三九○七の一○から三九○七の一五、字中木屋三九六四の六、三 |九一〇の一八から二九一〇の二三まで、二九一〇の三一、字根引二九六九の五、字 萩市川上字椿瀬五二〇の一 ( 次の図に示す部分に限る。 ) 、字道平二九一〇の一、

二七の一、三六二七の二、三六二七の四 町獺越字宮杉七三九の二、七三九の一七から七三九の二〇まで、周東町祖生字堂屋敷 〇五〇の一、一〇五〇の二、字平畑一二八九の一、一二八九の二、字小屋ケ谷三六 岩国市周東町明見谷字樅ノ木二七六の二、二七六の七から二七六の一一まで、 周東

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

 $\equiv$ 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 萩市川上字道平二九一〇の一・字中木屋三九六四の六・三九六四の一一・大字

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない

高佐下字上足谷七六七の一 (以上四筆について次の図に示す部分に限る。

3 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町に係る市

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

## 山口県告示第百七十六号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 \_ 井 関 成 П

地
名
及
び
番
地
幅
· メ
(メートル)
延
· メー
(メートル)
(する道平十路
(平方メートル) る土地の面積 道路の敷地とな
ト積となっ

## 山口県告示第百七十七号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 = 井 関

成

及山び陽	地
四小四野八田	名
二市 の赤 四崎 地二	及
先丁	び
自四四八	番
の四	地
四	幅
五~六・〇	<u>ک</u> ا
0	ト ル <sub>)</sub>
	延
四	(メートル)
五	トル長
_	(平方地の
六  -  -	(平方メートル) る土地の面積 道路の敷地とな
1 -	

## 山口県告示第百七十八号

Щ

より、次のとおり包括外部監査契約を締結した。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の三十六第一項の規定に

平成二十四年四月十三日

山口県知事 \_ 井 関 成

包括外部監査契約の期間の始期

平成二十四年四月一日

包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法

Ξ 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

滿則 岩国市昭和町一丁目一〇番一〇号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

各月ごとの概算払



## (一一六) 国土調査の成果の認証

の成果を次のとおり認証しました。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 国土調査

平成二十四年四月十三日

山口県知事 井 関

成

## 国土調査を行った者の名称等

江崎の一部	山口市地籍簿	平成二十三年九月八日まで平成二十二年六月四日から	市	Щ
国土調査を行った地域	成果の名称	国土調査を行った期間	た調 者査 のを	名行国 称 つ土

## 認証年月日

平成二十四年四月十三日

## (一一七) 家畜商講習会の開催

習会を次のとおり開催します。 家畜商法 (昭和二十四年法律第二百八号) 第四条の二第一項の規定により、家畜商講

平成二十四年四月十三日

山口県知事

井 関

成

講習の対象となる者

家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者

講習会の日時及び場所

午後五時まで 日時 平成二十四年六月五日 (火曜日)及び同月六日 (水曜日)の午前九時から

場所 山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部二号会議室

三 講習の科目及び時間

土地改良区の名称 監理 事事 の 別 氏 名

住

所

六

時

間

兀

六

兀

柳井市土地改良区 理 事 森永 信範 柳井市新庄二七二三

(一一九) 土地改良事業計画の変更の認可の申請に係る決定

覧に供します。 九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当で により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦 あると決定したので、 次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第百 同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定

平成二十四年四月十三日

施行地区 事業の種類

ため池の整備

防府市大道土地改良区 縦覧の期間 上迫口下地区

平成二十四年四月十六日から同年五月七日まで

Ξ

(一二〇) 基本測量の実施の終了

土地

国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省

平成二十四年四月十三日

山口県知事

=

井

関

成

\_ 井

関

成

作業の種類

基本測量 (標高データ及びオルソ画像作成)

所

\_ 作業の地域

Ξ 作業の期間

萩市見島

阿月二二六七

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十日まで

事業の内容

土地改良区の名称

縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

=

関

成

山口県知事

井

平成二十三年十月一日から平成二十四年三月十九日まで

りました。

# 第二項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ

(一二一) 公共測量の実施の終了 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十四年四月十三日

作業の種類

公共測量 (都市計画図作成)

作業の地域

山口市

報

Ξ 作業の期間

平成二十三年五月二十七日から平成二十四年三月二十三日まで

## (一二二) 公共測量の実施の終了

第二項の規定により、 通知がありました。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 山口地方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の

平成二十四年四月十三日

Щ

山口県知事 \_ 井 関

成

## 作業の種類

公共測量 (基準点測量)

作業の地域

周南市大字栗屋

作業の期間

(一二三) 公共測量の実施の終了

第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 = 井

関

成

## 作業の種類

公共測量 (空中写真測量)

作業の地域

岩国市及び阿武郡阿武町

Ξ

山口県知事

= 井

関

成

平成二十三年十月二十日から平成二十四年三月二十六日まで 作業の期間

## (一二四)建築士の懲戒

築士に対し、業務の停止を命じました。 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項の規定により、 次のとおり建

平成二十四年四月十三日

山口県知事 井

関 成

処分をした年月日

平成二十四年三月二十九日

処分を受けた者

処分の内容

安田 弘道 二級建築士

第八七八七号

二級建築士又は木造建築士の別 登録番号

兀 処分の原因となった事実

平成二十四年四月十五日から同年五月十四日までの間における建築土業務の停止

求めに応じ報酬を得て設計等を行った。 建築士事務所の登録の有効期間の満了後、 更新の登録を受けずに、業として他人の

# (一二五) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、開発行為に 維新の会山口

高校

勇雄

高校

智子

周南市大字大島/728

南口彰夫後接会

野村

英昭

程光

热机

美祢市大嶺町宗高/963 の8

1

•

1

五十嵐ひとみ後 援会

野村

英昭

||| |||

隆

字部市南浜町2丁目4番2号

政治団体の 名 称

代表者の 氏

会計責任 者の氏名

主たる事務所の所在地

その他の事項

備届全

Щ

自由民主党山口 県岩国市第二支 部

婚本

尚理

掛

亘宏

岩国市麻里布町/丁目 4番3号

自由民主党山口 県山口市第六支 部

매 田

充宏

때

丧

山口市中央2丁目 /5号

86

- 大山 一、村田 一、村田 一、大山 一、大山 田、大山 田 を設定 大山 田 を設定 田 を設定 田 にまる

報

山口県選挙管理委員会告示第二十号

第 2348 号

開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊毛郡田布施町大字麻郷三一八六番地 熊毛郡田布施町大字麻郷字浜田 開発区域に含まれる地域の名称 山本 和俊

> 山口県知事 \_ 井 関 成

平成二十四年四月十三日

# 

あった政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定による[ 平成二十四年四月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正

		型 曲	異 動	内容	無正地
	及后回卒の名字	共則肀垻	莽	丽	(年月日)
	4 + II - T II -	代表者	水津 一之	原 久夫	平成24、
	自用民主先田刀川文即	事務所	萩市大字中小 川692の /	萩市大字上田 万2/84の2	3, 15
届出が	自由民主党山口県自動車販売支部	代表者	大原 敏之	鈴木 久義	1
	自由民主党山口支部	会計責任者	野村 幹男	藤本 義弘	<b>,</b> 23
顕	民主党山口県総支部連合会	代表者	加藤 寿彦	藤谷 光信	»
大学	井原健太郎後接会	事務所	柳井市南町/ 丁目7番5号	柳井市中央3 丁目/7番/号	, /#
月日)	河村淳後接会	代表者	河村 正吉	又野 芳明	1 /2
24, 2	河村龍男後接会	*	河村 龍男	森本 新一	, 26
	河本芳久後接会	*	野村 博信	原川康	" /2
<b>*</b> 28	志賀光法後接会	会計責任者	志賀 光法	志賀 英治	, 22
	青山会	*	田淵 雄三	板垣 聡	» »
	政治結社大日本新政會萩支部	*	藤田 定彦	福田香夫里	» 28
1/2	政治結社大日本忠義同志會	*	豊嶋 和博	山根 鉄也	" /#
*	たかむら勉君を育てる会	*	田淵 雄三	板垣 聡	» »
	竹岡昌治後接会	*	千々松昭一	三重売二	<i>"</i> 27

# 山口県選挙管理委員会告示第二十一号

あった政治団体の異動事項は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が 次のとおりである。

平成二十四年四月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

第 2348 号

						(142,113					
山本繁大郎後接会		41年7年7月2月1日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7	的果状并纯量 经审担证债	村上けんじ後接会	官内欣二後接会	福田良彦後接会	西村のりはる後接会			中国電力労働組合政治連盟山口統括本部	俵かおる後接会
大名を を を を の の の の の の の の の の の の の	国会議員関 係政治団体 の区分	会計責任者	事務所	代表者	会計責任者	事務所	*	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者
I	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	中村 滋	山口市元町968の/	蔵永 秀樹	山木 好弘	岩国市南岩国 町3丁目/3番 //-2号	西村 寿美	河村 裕幸	坂本 龍吉	野村章太郎	五嶋 明文
衆議院議員	政治資金規正法第/9条の7 第 / 項第2号第 / 項第2号 原係る国会議 原	本廣 詔三	山口市小郡下 郷2/39	上田 良治	若木 勝利	岩国市平田 5 丁目42番/3号	西村 俊枝	池野 淳司	沖山 卓司	田村 慶一	田原美智男
* /5		<b>»</b>	*	" 9	,,,	" 27	"	» 29	*	11 "	" 30
	で、大変者である。	国会議員関 国会議員関係 法第7条の7 係政治団体 政治団体以外 に係る国会議 の区分 の政治団体 月期係政治団体 の政治団体 東治団体 は 1 期係政治団 体	会計責任者 中村 滋 本廣 韶三 会計責任者 中村 滋 本廣 韶三 国会議員関 国会議員関係 法第/9条の7 系政治団体 政治団体以外 に係る国会議 の区分 の政治団体 月間系政治団 代表者である る公職の候 補者に係る 今職の候補 小職の候補	事務所 7000円 加口市小郡下 2000円 200円 200円 200円 200円 200円 200円 20	世連盟  本書 務 所 山口市元町 山口市小郡下 (大き 者 蔵永 秀樹 上田 良治 (大き 者 )	会計責任者 山木 好弘 若木 勝利 ペ	事務所 問題市南岩圏 岩国市平田 5 の	会 の 西村 寿美 西村 後枝 の	会 会計責任者 河村 裕幸 池野 淳司 李 務 所 西村 寿美 西村 後枝 。	会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	政治連盟山口統括本部 会計責任者 野村章太郎 田村 慶一 《会計責任者 坂本 龍吉 沖山 卓司 《会計責任者 河村 裕幸 池野 淳司 事 務 所 四村 秀美 西村 俊枝 会計責任者 山木 好弘 若木 勝利 (人表音である公職の保護 一 大表音である公職の保護 へ。 の反分 (大表音である) (大表音で表音で表音で表音で表音で表音で表音で表音で表音で表音で表音で表音で表音で表

# 山口県選挙管理委員会告示第二十二号

があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定による届出

## 平成二十四年四月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正

顕

政

滔

# 山口県選挙管理委員会告示第二十三号

山田しょうじ後接会

士

浩美

名波

出

山口市佐山/5/8

田町

落 一

中島タカ子

•

小郡下郷/2/5の/2

平成24、

平成23、 3、20 布施文子後接会

程置

和夫

権を

良政

美称市大嶺町奥分9//の3

平成24、29

はしもとよしみ後援会

権本

嘉美

婚女

聚

字部市大字船木569の2

平成23、 /2、20 中村淳良後援会

 $\frac{|I|}{K}$ 

省出

中村

t

玖珂郡和木町和木4丁目/3番35号

1

4

中島裕一後接会

本永

威

中島タカ子

| 山口市小郡下郷/2/5の/2

4

20

佐々木隆義後援会

李士

計十

阿部

人類

美祢市秋芳町岩永下郷2269

平成22、

しばさき修一郎後接会

世野

淮

河野

泰治

大嶺町北分76#

平成24、3、28

きふね忠後援会

西本

勝人

大原

道子

岩国市美和町渋前/639

平成23、/

王田威博後接会

 $\mathbb{H}$ 

威博

出田

東子

大島郡周防大島町大字西屋代85の | 平成24、 2 3、26 阿部秀樹後接会

桜井

有

쁘

田生

周東町上久原2439の5

平成23、/2、3/

明日のいわくに

横島

絃

茶重

典夫

岩国市平田5丁目5/番/3号

平成24、29

政治団体の名称

代表者の 氏

会計責任 者の氏名

主たる事務所の所在地

解 散 年月日

出をすることができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。成二十四年四月三日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第二項の規定により、平

## 平成二十四年四月十三日

# 山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

団体の名称
代表者の 氏 名
会計責任 者の氏名
主たる事務所の所在地

П

 新しい岩国を創る会 池田良幸後援会	近藤勇次郎	中田 晃壽       世良 定	岩国市周東町西長野309の 6 本郷町本郷2/08
石川宜信後接会	石川 宜信	石川 美子	山陽小野田市大字有帆55の2
浦部ひろこ後接会	浦部 洋子	浦部 孝一	山口市阿東地福上//歩の7
 岡田つとむ後接会	田中 重徳	岡田 勝之	山陽小野田市大字埴生999の/3
 河村誠一後接会	河村	田村 節男	岩国市錦町広瀬6694の3
 下井洋美後接会	杉本 利夫	伊藤 民二	字部市大字矢矯439
 <b>俊光会</b>	髙杉 敏也	末広 綾子	山口市木町3番2号
新山口市民倶楽部	末広 綾子	原信義	✓ 古熊/丁目6番//号
せき伸久後接会	関 伸久	関 幸弘	萩市大字椿東2399の /
原田勝敏後接会	山村 太一	阿波 博人	長門市深川湯本/35/の/3

# 山口県選挙管理委員会告示第二十四号

山

があった資金管理団体の名称等は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による届出 次のとおりである。

平成二十四年四月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

高松 勇雄	が通用でした者の氏名	
周南市議会 議員	{	べ鼎の揺揺し
維新の会山口	名称	資
周南市大	主たる	金管
字大島/728	事務所の所在は	理
	- 基	4
高松 勇雄	弋表者の氏名	本
平成24、	≝	が、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では

# 山口県選挙管理委員会告示第二十五号

たあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成二十四年四月十三日

山口県選挙管理委員会委員長

上

符

正

顕

井原健太郎   柊	7届山事場の 乳動の届出を た者の氏名	11/22	
柳井市長	公職の種類		
井原健太郎後接会	資金管理団体の名称		
事務所	事 項		
學 一十十萬 一十二百四 一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	新	異 動	
物井市中央 3 丁目/7番 7 号	IΠ	内容	
平成24、	年月日		

# ]口県選挙管理委員会告示第二十六号

カあった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成二十四年四月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符

正

顕

中島裕一	者の氏名	田をつ
山口市議会 議員	ム戦の利里規	理られる
裕政会	8	資
	称	会
山口市小郡下郷/2/5の /2	主たる事務所の所在地	管 理 団
中島裕一	代表者の氏名	本
平成24、3、29	し圧	備 老管理団体

# 山口県選挙管理委員会告示第二十七号

ができる施設は、次のとおりである。 の選挙管理委員会が指定した個人演説会、 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により市町 政党演説会又は政党等演説会を開催すること

平成二十四年四月十三日

名

称

所

在

山口県選挙管理委員会委員長 上

符 正 顕

地 指 定 年 月 日

タ− 河原コミュニティセン(美祢市伊佐町河原六○八

# 山口県公安委員会告示第十一号

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

平成二十四年四月十三日

Щ 県 公 安 委 員 会

## 審査の種類

技能検定員審査 (大型)及び技能検定員審査 (中型)

- 二 審査の日時及び場所
- から午後五時十五分まで 日時 平成二十四年五月十四日 (月曜日) 及び同月十五日 (火曜日) の午前九時
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 審査申請書の受付期間及び時間

П

三十分から午後五時十五分まで 平成二十四年四月二十三日 (月曜日) から同月二十七日 (金曜日) までの午前八時

兀 審査申請書の提出先

Щ

||口市小郡下郷三五六○の二||山口県警察本部運転免許課

#### 五 提出書類

- 会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。) 技能検定員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真 ( 縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
- 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

#### Ξ 七 審査手数料

平成二四、

Ę

額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ二万三千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた |万三千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

消印をしないこと。

される者であるときは更に二千九百五十	いずれをも免除である者である。	に三百五十円を減ずるものとする。円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二考	に三百五十円 で、三及びE 大型自動車な 大型自動車な	備
千八百五十円		自動車の運転技能の評価方法に関する知識	自動車の運転	六
二千二百五十円		技能検定の実施に関する知識	技能検定の宝	五
二千百円		自動車教習所に関する法令についての知識	自動車教習的	四
二千百円		教則の内容となっている事項	教則の内容と	Ξ
七千円		自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	自動車の運転	=
四千百五十円		技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能検定員と	_
減ずる額	目	查細	審	

#### その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

## 審査の種類

技能検定員審査 ( 普通)

- 審査の日時及び場所
- から午後五時十五分まで 日時 平成二十四年五月十五日 (火曜日)及び同月十六日 (水曜日)の午前九時

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

運転免許証の提示

#### 2348 号

場 所

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三十分から午後五時十五分まで 審査申請書の提出先 平成二十四年四月二十三日 (月曜日) から同月二十七日 (金曜日) までの午前八時 審査申請書の受付期間及び時間

#### 五 提出書類 山口市小郡下郷三五六〇の二

山口県警察本部運転免許課

規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは 技能検定員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真 ( 縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

#### 七 ること。 審查手数料

県

証紙には、消印をしないこと。 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入 除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を 一万九千六百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

П

Щ

千九百五十円		法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	六
二千円		記	技能検定の実施に関する知識	五
千八百五十円		についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	四
千八百五十円		項	教則の内容となっている事項	Ξ
六千四百円		観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	=
三千七百五十円		動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	_
減ずる額	目	細	審	

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百円を減ずるものとす ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

#### その他

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

#### 審査の種類

及び技能検定員審査 (牽引) 技能検定員審査 (大特)、 技能検定員審査 (大自二)、技能検定員審査 (普自二)

## | 審査の日時及び場所

から午後五時十五分まで 日時 平成二十四年五月十七日 (木曜日)及び同月十八日 (金曜日)の午前九時

場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間 平成二十四年四月二十三日 (月曜日) から同月二十七日 (金曜日) までの午前八時

## 審査申請書の提出先

三十分から午後五時十五分まで

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

#### 五 提出書類

技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 上三分身像及び無背景のものとする。 申請前六月以内に撮

## 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 ( 仮運転免許を除く。 ) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、 受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七

審査手数料

れる者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた は 額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に 万四千五百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ 消印をしないこと。

備六	五	四	Ξ	=	_	
考しの運転技能	技能検定の実施に関する知識	自動車教習所に関	教則の内容となっている事項	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	審
考 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	ている事項	に関する観察及び気	必要な自動車の運	查
。 知 調		知識		採点の技能	転技能	細
						目
						減
=						ず
一 四 百	一百百	=	=	二	千	る
二千四百五十円	二千二百五十円	千百円	一千百円	二千二百円	千三百円	額

県

П

目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げ る審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずる 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

#### その他

Щ

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること
- $(\underline{\phantom{a}})$ - 二九〇〇) にすること この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

### 審査の種類

(普通二種) 技能検定員審査 (大型二種)、技能検定員審査 (中型二種)及び技能検定員審査

## 審査の日時及び場所

(二) (→) 場 所 日時 平成二十四年五月十八日 (金曜日)午前九時から午後五時十五分まで 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

> Ξ 審査申請書の受付期間及び時間

三十分から午後五時十五分まで 平成二十四年四月二十三日 (月曜日) から同月二十七日 (金曜日) までの午前八時

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

#### 提出書類

- 技能検定員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)
- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるとき
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
- 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

### 審査手数料

には、 た額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙 される者であるときは、それぞれ二万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じ 二万千八百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除 消印をしないこと。

二千七百円	る法令につい	動車運転代行業に関す	·の知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	て四
三千百五十円		法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	Ξ
七千八百円		観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	=
四千四百五十円		動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	_
減ずる額	目	細	審查	

#### 備

れる者であるときは更に三千五十円を減ずるものとする。 員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定

#### (\_\_\_)

その他

## この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。 二九〇〇) にすること。

# 山口県公安委員会告示第十二号

実施する。 運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

平成二十四年四月十三日

Щ 県 公 安 委 員

会

## 審査の種類

教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)

- 審査の日時及び場所
- 九時から午後五時十五分まで 日時 平成二十四年五月二十一日 (月曜日) 及び同月二十二日 (火曜日) の午前
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 審査申請書の受付期間及び時間

三十分から午後五時十五分まで 平成二十四年四月二十三日 (月曜日) から同月二十七日 (金曜日) までの午前八時

兀 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

#### 五 提出書類

- 会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。) 教習指導員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮
- 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

### 審査手数料

する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、 しないこと。 者であるときは、それぞれ一万五千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当 一万五千円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される

備	六	五	四	Ξ	=	_	
減ずるものとする。 成び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を、四 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二考	教習指導員として必要な教育についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	教則の内容となっている事項を	学科教習に必要な教習の技能	技能教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	審
ずるものとする。び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円をび五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を、四大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二考	こついての知識	いての知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識			単の運転技能	細目
る者でも			DHY				減
あると更す							
きにる ままが	<b></b>	<b></b>		<b></b>	_ 	т	ず
更 十 か に 円 一 百 を 及	一量	一点	一点	一	一点	早更	る
円 、びを四二	千三百五十円	千四百五十円	千四百五十円	千三百五十円	千四百五十円	四千百五十円	額

#### その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

#### 審査の種類

教習指導員審查(普通)

- 二 審査の日時及び場所
- 日時 平成二十四年五月二十二日 (火曜日)及び同月二十三日 (水曜日)の午前

平成二十四年四月二十三日 (月曜日) から同月二十七日 (金曜日) までの午前八時 審査申請書の受付期間及び時間 九時から午後五時十五分まで 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三十分から午後五時十五分まで 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

審查手数料

印をしないこと。

相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、 る者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に 一万千八百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され 消

五 四 Ξ = 教則 学科教習に必要な教習の技能 技能教習に必要な教習の技能 教習指導員として必要な自動車の運転技能 自動車教習所に関する法令についての知識 審 の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 查 細 目 減 ਰੁੱ 三千七百五十円 る 壬 千三百円 千二百円 千四百円 二百円 額

> 六 教習指導員として必要な教育についての知識

> > 千百五十円

備

審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとす ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

#### その他

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

- 二九〇〇) にすること。

#### 審査の種類

及び教習指導員審査 (牽引) 教習指導員審查 ( 大特 ) 、教習指導員審查 ( 大自二 ) 、教習指導員審查 ( 普自二 )

二 審査の日時及び場所

九時から午後五時十五分まで 日時 平成二十四年五月二十四日 (木曜日) 及び同月二十五日 (金曜日) の午前

場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

平成二十四年四月二十三日 (月曜日) から同月二十七日 (金曜日) までの午前八時

兀 審査申請書の提出先

三十分から午後五時十五分まで

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

#### 五 提出書類

教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 上三分身像及び無背景のものとする。

六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

第 2348 号

ること。 審査手数料

ij 額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ九千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた 九千四百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ 消印をしないこと。

	与 ず る	プ    -	— 支 K	受けようにする旨が	) 牧鸡里 B目 草里 医肾上叶	寺正常一重重伝わ午に系る牧習旨算記審査を受けようとする者が一爻び二こ曷ずる審査田考		備
千百五十円	千古				育についての知識	教習指導員として必要な教育についての知識		六
千二百五十円	千二云				についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識		五
千二百五十円	千二云			運転に関する知識	,項その他自動車の	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識		四
千百五十円	千古				能	学科教習に必要な教習の技能		Ξ
千五百円	<b></b>				能	技能教習に必要な教習の技能	技	=
千三百円	チ				「動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	教	_
額	<b>వ</b>	<u>ਰ</u> *	減	目	細	查	審	

目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、四及び五に掲げ る審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるもの 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

#### その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること
- 二九〇〇)にすること この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

(普通二種) 教習指導員審査 (大型二種)、教習指導員審査 (中型二種)及び教習指導員審査

審査の日時及び場所

## 審査の種類

- 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

平成二十四年五月二十五日 (金曜日) 午前九時から午後五時十五分まで

審査申請書の受付期間及び時間

三十分から午後五時十五分まで 平成二十四年四月二十三日 (月曜日) から同月二十七日 (金曜日) までの午前八時

## 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

### 提出書類

- 教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。
- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるとき
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

## 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

### 審査手数料

証紙には、消印をしないこと。 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入 除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を 一万二千八百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

二千七百円	関する法令につい		2の知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	τΞ
千九百円		<b>坟</b> 能	技能教習に必要な教習の技能	=
四千四百五十円		目動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	_
減ずる額	目	細	審	

れる者であるときは更に三千五十円を減ずるものとする。 員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導

八 その他

- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

## 監査公表第6号

第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを2 します。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査について、同

쳼井 "				_		<u>1</u>	:	:	*** 
看国健康←	<del>-</del>		争		H	97 <b>I</b>	*	*	<b>林林</b> 合国温
世日海田*	3	"二二四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四	田	_	日神	19日	"	"	農村整備課
			村 精		画	28 <b>日</b>	*	"	農業振興課
啪	\$	二 二 票	田	_	日神	25 <b>H</b>	*	"	農業経営課
=				-	, E	18 <b>H</b>	*	"	新産業振興課
커 닉 Œ 문 * :				-	,	"	*	"	男女共同参画課
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				-	,	*	"	"	文化振興課
田 望		ጷ 樹	津敏		74 E	13 <b>H</b>	*	"	市町課
营业 ""				-	"	"	*	"	秘書課
	mr	、 雄	割 久		山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山	19日	*	"	統計分析課
	-	\	津敏		<u>Ч</u>	27 <b>H</b>	*	"	広報広聴課
큣	~		田	_	日神	13 <b>日</b>	*	"	給与厚生課
=	mr	、 雄	超久		正益	月19E	平成23年10月19日	平月	人事課
기 내 명 명 * *		伽	直委員名	睤		Ш	監査年月日		監 査 箇 所
} 					船	す 8 #	監査の結果に関する報告	野童の約	
周南 "		重要	石津						
柳井 "	3二 票	纽	<b>油</b> 田			回			
岩国県税員		計	国	_		믜			
	雄	与人	描譜	L	県監査委員	10元			
警察本部3									平成24年4月13日
<b>"</b> 字表									

					7	○	ii M							七三		
唇井 "	岩国県税事務所		警察本部会計課	" 学校安全・体育課	" 人権教育課	教育庁教職員課	人事委員会事務局	労働委員会事務局	監査委員事務局	議会事務局	物品管理課	会計課	国体・障害者スポーツ大会局	道路建設課	漁港漁場整備課	森林整備課
*	"		"	*	*	*	*	"	"	"	"	平成23年10月13	平成24年2月27	"	"	*
*	12)		*	*	*	*	*	*	*	*	*	<b>=</b> 10,	Ξ 2 J	*	*	*
15 <b>日</b>	月8日		25 ⊞	28 ⊞	19日	28 <b>日</b>	*	*	26 <b>日</b>	18 <b>日</b>	*	<b>3</b> 13日	<b>3</b> 27日	18 <b>日</b>	27 🗏	19日
ĽΊ	车	Ы	益	迅	神	迅	=	=	益	口	*	车	=	=	口	车
	_						•	•			•	_	•	•		_
#	田	華	瓶	寸	H	堻			褔	華		H			半	H
鐭	<del>阴</del>	偰	Z/	譜	<del>详</del>	譜			Z/	鐭		计			偰	<del>阴</del>
迹	雲	極	雄		雲				雄	極		雲			碰	雲

	平月	或24	4年	<i>4</i>	<b>∃</b> 13	日	£	:曜	H			Щ			口		ļ	果		\$	報		(	定	期	)		ŝ	<b>育</b> 2	348	8 <del>E</del>	3	
岩国 "	周防大島高等学校	山口宇部空港事務所	宇部小野田湾岸道路建設事務所	錦川総合開発事務所	<b>宇</b> 鸮 "	周南 "	岩国港湾管理事務所	教 "	長門 "	下翾 "	予	防府 "	周南 "	喜井 "	岩国土木建築事務所	水産研究センター		農林総合技術センター	柳井水産事務所	下関水産振興局	萩 "	長門 "	下選 "	<b>□</b> "	每井 "	岩国農林事務所	大阪事務所	身体障害者福祉センター	萩 "	下熠 "	岩国児童相談所	救 "	周南 "
平成24年1月〃	" 12月27日	平成23年11月21日	平成24年1月25日	平成23年12月8日	平成24年1月25日	″ 11月30日	″ 12月12日	平成23年11月14日	平成24年1月24日	平成23年12月15日	" " 25 <del> </del> □	平成24年1月31日	平成23年12月15日	平成24年1月25日	平成23年11月30日	" " 24 ⊟		平成24年1月18日	" 12月"	″ ″ 1⊟	″ 11月14日	″ 12月15日	〃 11月9日	平成23年10月 "	平成24年1月25日	″ ″8⊟	平成23年11月25日	平成24年2月21日	″ 10月31日	″ ″ 1⊟	″ 11月8日	″ 12月14日	″ 11月15日
"	石津敏樹	"	岡 村 精 二	神 田 忠二郎	岡	"	神 田 忠二郎	西	"	塩 満 久 雄	岡	"	"	石津敏樹	神 田 忠二郎	塩 満 久 雄	石 津 敏 樹	岡	石 津 敏 樹	塩 満 久 雄	岡 村 精	"	塩 満 久 雄	岡 村 精 二	石 津 敏 樹	神 田 忠二忠	"	"	石津敏樹	塩 満 久 雄	神 田 忠二郎	凹 村 精 二	石津敏樹
水産 "	日置農業 "	大津 "	豊北 "	뿉 "	下関南 "	長府 "	田部 "	青嶺 "	美裕 "	小野田工業 "	厚狭 "	小野田 "	宇部工業 "	字部西 "	宇部中央 "	宇兴 "	山口農業 "	西京 "	佐波 "	防府商業 "	防府西 "	防府 "	南陽工業 "	<b>衡山北</b> "	<b></b>	熊毛北 "	華陵 "	下松 "	光丘 "	田布施工業 "	熊毛南 "	柳井商工 "	虚
" " "	″ ″1⊟	" " "	平成23年12月27日	平成24年2月21日	平成23年12月27日	" " "	平成24年2月21日	" " "	<i>" "</i> 27 ⊟	平成23年12月1日	" " "	平成24年2月21日	平成23年12月27日	" " "	平成24年2月21日	" " 27 ⊟	平成23年12月1日	" " "	" " "	" " "	" " "	平成24年2月21日	″ ″ 1 ⊟	平成23年12月〃	平成24年1月"	" " "	" " "	" " "	" " "	" " 27 ⊟	" " "	″ ″ 1⊟	平成23年12月〃
=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=

<u>-</u>-すべき事項は、次のとおりである。 小瀬川ダム管理事務協議会 長長 美祢 豊浦 下盟南 南口山 招店 監査の結果 類 徳山総合支援学校 下松警察署 下関中等教育学校 財務に関する事務の執行については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意 林業・木材産業改善資金貸付金違約金の収入未済があった。 農業改良資金貸付金の収入未済があった = = 平成24年2月21日 平成24年2月 " 平成23年12月 " 平成23年12月1日 平成24年2月21日 平成23年12月 " 平成24年2月21日 平成23年12月 " 平成24年1月27日 1月27日 1月27日 農業経営課 森林企画課

#### 森林整備誢

- 物品購入に係る支出において、誤った支出科目に更正命令をしているものがあっ
- 号)第13条第1項に規定する物品に該当するにもかかわらず、物品管理課長に対して なものがあった 購入のために必要な手続を請求せず、かつ、随意契約によることとした理由が不適当 物品の購入契約において、当該物品が山口県物品規則 (昭和39年山口県規則第57

## 漁港漁場整備課

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった

物品の修繕に係る物品修繕決議書がないものがあった

## 教育庁人権教育課

高等学校等進学奨励費の収入未済があった。

警察本部会計課

放置違反金、 放置違反金延滞金及び交通事故に係る弁償金の収入未済があった。 岩国県税事務所

収入証紙の売りさばき代金の調定において、会計年度を誤っているものがあった。

周南県税事務所

役務費の支払に係る経費の支出伺を行っていないものがあった

## 山口県税事務所

提出させていないものがあった。 131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を 契約金額が山口県会計規則(昭和39年山口県規則第54号。以下「規則」という。 第

## 萩県税事務所

役務費の支払に係る経費の支出伺を行っていないものがあった。

## 岩国県民局

物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった

岩国健康福祉センター

生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

柳井健康福祉センター

生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

周南健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

萩健康福祉センター

岩国児童相談所

九

児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があった

П

報

児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があった。

児童保護費の収入未済があった。

## 柳井土木建築事務所

の相手方から請書を提出させていないものがあった。 契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、 烘約

## 萩土木建築事務所

道路等の占用料の調定の時期が遅延しているものがあった。

## 周南港湾管理事務所

海岸局の運営に係る負担金の調定の時期が遅延しているものがあった。

# 宇部小野田湾岸道路建設事務所

なお、 物品管理システムにおける備品等の入力をしていないものがあった。 現在は、入力済みである。

#### |農業高等学校

なお、 薬品使用簿に払出数量を登記していないものがあった 現在は、 登記済みである。

Щ

#### Ш |置農業高等学校

生産品の売払いに係る収入の調定の時期が遅延しているものがあった。

#### 幯 民

行政財産の使用料等の調定事務の適正化について

遅れたため、納期限が遅延している事例が見受けられた。 占用料等は、4月30日までの日を納期限に指定しなければならないが、調定の時期が 使用許可等の期間が2年度にわたる場合、新年度に係る行政財産の使用料、 道路の

務の適正化を図られたい。 ついては、適正な納期限を指定するよう各年度ごとに速やかに調定を行い、調定事

延滞債権管理簿の整理及び活用について

収入未済に係る債権については、債権の保全及び回収について全庁的な取組の基準

受けられた。 理することになっているが、これが整備されていない事例や記載が不十分な事例が見 を定めた共通的な債権管理ガイドラインに基づき、滞納者ごとに延滞債権管理簿を整

 $\frac{-}{\circ}$ 

下関児童相談所

萩児童相談所

未済に係る債権の適正な管理及び収納の促進に努められたい。 ついては、滞納者ごとに延滞債権管理簿を整理するとともに、 その活用により収入

## 監査公表第7号

第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表 します。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査について、同条

## 平成24年4月13日

<u></u>	] 回	回	山口県監査委員
4	上半	迅	禃
華	田	ጏ	巃
爽	! <u>}}</u>	訓	久
画			雄

		_	山口県監査委員	,	福	誳	Z	雄	
		回			迅	堻	譜		
		回			牟	田	35二四		
		回			口	卅	鐭	迹	
<b>熙</b> 祖	監査の結果に関する報告	悪し	る報告						
監査箇所	監査年月日	#用	Ш	뺁	松	監査委員名	ПЛ		
社団法人山口県トラック協会	平成24年1月27日	<u></u>	<b>3</b> 27 <b>⊟</b>	口	丰	鐭	迹		
財団法人やまぐち角膜・腎臓等複合バンク	*	2 E	2月6日	*					
社団法人無角和種振興公社	"	*	"	*					
山口県農業会議	"	*	"	*					
社団法人山口県青果物生産出荷安 定基金協会	*	*	7日	沮	캌	譜			
山口宇部空港ビル株式会社	"	*	"	*					
社会福祉法人アスワン山荘	"	*	"	*					
一般財団法人やまぐち女性財団	"	*	10日	牟	田	四二四	<u></u>		
財団法人山口県私学教育振興財団	"	*	"	*					
社会福祉法人恩賜財団済生会	"	*	"	*					
一般財団法人山口県文化振興財団	"	*	"	口	崇	鐭	碰		
社会福祉法人山口向陽会	"	*	"	*					
株式会社日本マンパワー	*	*	*	*					

平成24年 4 月13日	金曜日	Щ	П	県	報	(定期)	第 2348 号
2 3 3 4 4 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	あ望の立	~ ~	た。	した 2	から	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	社会推断的山谷会建筑

#### 社会福祉法人慈光福祉会 益財団法人山口県暴力追放運動 進センター 会福祉法人聖光会 いでませ!山口国体・山口大会 行委員会 口県職業能力開発協会 団法人山口県建設技術センター 団法人山口県老人クラブ連合会 22 **H** 20 H 17**日** = 益 Ŋ 福 無 Ш 袓 父 鐭 益 極

# 社団法人山口県トラック協会

## 県補助金について

100 寄与するとともに、会員相互の連絡調整を緊密にすることを目的として設立され、県 は、平成22年度において、山口県運輸事業振興助成補助金309,854,000円を支出して て事業の健全な発達を促進し、 本法人は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによっ もって事業の社会的、 経済的地位の向上を図ることに

### 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ

# 財団法人やまぐち角膜・腎臓等複合バンク

# 県出資金及び県補助金について

立され、 の普及啓発を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的として設 望者の登録制度を設け、並びに腎臓等臓器移植及び骨髄移植に関する保健衛生の知識 あっせんを行うことにより、視覚障害者の機能回復に資するとともに、腎臓の提供希 本法人は、角膜及び強膜の提供希望者及び移植希望者の登録制度を設け、その提供 河間 基本財産298,984,193円のうち100,000,000円を出資している。

,366,000円を支出している また、 県は、平成22年度において、山口県臓器移植連絡調整者設置事業補助金

### 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認めった

## 社団法人無角和種振興公社

# 県出資金及び県補助金について

155,500,000円のうち50,000,000円を出資している 地域の農業・農村の振興に資することを目的として設立され、 体制づくりを行うとともに、耕畜連携による土地利用型農業の振興を図り、もって、 安全で良質な食肉を安定的に供給するため、その生産、流通及び消費に関する新たな 本法人は、 重要な地域資源である無角和種を有効に活用し、地域の個性を活かした が引 基本財産

121127 また、県は、 平成22年度において、山口県畜産振興対策補助金1,326,000円を支出

#### 監査の結果

ζţ

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ

## 山口県農業会議

# 県負担金及び県補助金について

補助金2,025,000円を支出している 負担金21,234,000円、農地制度実施円滑化事業費補助金7,400,000円及び農業会議費 することを目的として設立され、県は、 本会議は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、 平成22年度において、 農業会議会議員手当等 農民の地位向上に寄与

監査の結果

*ب*ر 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ

# 社団法人山口県青果物生産出荷安定基金協会

# 県出資金及び県補助金について

2112 図るため、主要な野菜の価格安定対策をはじめとした野菜の生産出荷の安定に関する を目的として設立され、 事業を実施し、もって青果物の主産地の育成及び生産農家の経営安定に寄与すること の拡大等を図るための事業等を実施するとともに、野菜類の生産出荷の安定的拡大を 本法人は、 果実の安定的な生産出荷の推進、 県は、基本財産254,630,000円のうち116,200,000円を出資し 果樹農業者の経営の支援、果樹の需要

431,733円を支出している また、 県は、平成22年度において、果実等生産出荷安定交付準備金造成事業補助金

#### 監査の結果

П

監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、

おおむな適圧と認めのち

報

ĬŢ 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ

## 山口宇部空港ビル株式会社

# 県出資金及び県補助金について

320,000,000円のうち96,000,000円を出資している 本法人は、貸室業、 物品販売業等を営むことを目的として設立され、 帰は、 資本金

補助金4,828,950円を支出している。 また、 県は、平成22年度において、山口宇部空港貨物ターミナルビル監視警備業務

#### 監査の結果

ζţ 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認められ

## 社会福祉法人アスワン山荘

## 県補助金について

関係借入金利息等補助金225,800円を支出している るよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地 成22年度において、軽費老人ホーム事務費補助金61,586,000円及び社会福祉施設整備 域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平 本法人は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供され

# 般財団法人やまぐち女性財団

## 県出資金について

Щ

ζţ

294,910,605円のうち294,000,000円を出資している 女共同参画社会の実現を目指すことを目的として設立され、 社会参加の促進を図り、もって男女がともに協力し、ゆとりと豊かさを実感できる男 本法人は、女性の主体的・実践的な活動を支援することにより、女性の地位向上と 県は、基本財産等

### 監査の結果

ζţ 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ

# 財団法人山口県私学教育振興財団

Ξ

## 県補助金について

金214,957,008円を支出している 与することを目的として設立され、 付並びに私立学校の振興に関する事業の援助又は助成及び施設整備の充実に必要な資 金の貸付けその他私立学校教育の援助に必要な業務を行い、私立学校教育の振興に寄 ている学校法人その他の者に対し、 本法人は、県内に幼稚園、小学校、 当該私立学校に勤務する教職員の退職金資金の給 県は、平成22年度において、私学退職金財団補助 中学校. 高等学校、 大学又は短期大学を設置し

#### 監査の結果

ζţ

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認めのち

# 社会福祉法人恩賜財団済生会

## 県補助金について

80,756,000円、山口県地域医療再生計画推進補助金4,864,000円、 費補助金5,163,000円及びショートステイ利用円滑化事業補助金1,256,000円を支出し として設置され、県は、 本法人は、 恩賜財団済生会創立の趣旨をうけて、社会福祉の増進を図ることを目的 . 平成22年度において、山口県医療提供体制推進事業費補助金 病院内保育所運営

#### 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ

# 般財団法人山口県文化振興財団

# 県出資金、 県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について

財産等300,100,000円のうち300,000,000円を出資している 感できる住みよいふるさとづくりに寄与することを目的として設立され、県は、 性豊かな文化の創造を進め、 本法人は、 地域文化振興事業を行うことにより、本県の風土や伝統に根ざした地域 もって県民生活の向上と生き生きとした快適な生活が実 基本

154,744,000円を支出している # た 県は、平成22年度において、秋吉台国際芸術村の管理に係る委託料

洞げ 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定をしている

#### 2 監査の結果

財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、 라 라 라

報

県

348 号 \_\_

ね適正と認められた。

# 社会福祉法人山口向陽会

## 県補助金について

本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成22年度において、軽費老人ホーム事務費補助金76,568,000円及び社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金161,600円を支出している。

#### 監査の結果 財政的援助

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

## 株式会社日本マンパワー

# 県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について

本法人は、経営における人材の開発に関する事業等を営むことを目的として設立され、県は、平成22年度において、山口県若者就職支援センターの管理に係る委託料162,672,195円を支出している。

また、県は、山口県若者就職支援センターに係る指定管理者の指定をしている

## **野沓の結果**

П

2

財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

## 社会福祉法人慈光福祉会

## 県補助金について

Щ

本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成22年度において、軽費老人ホーム事務費補助金57,435,000円、社会福祉施設整備関係借入金償還元金等補助金696,000円及び社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金516,300円を支出している。

### 2 監査の結果

ζţ

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ .

## 社会福祉法人聖光会

## 1 県補助金について

本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成22年度において、軽費老人ホーム事務費補助金64,073,000円を支出している。

#### 監査の結果

平成22年度及び平成51年度の軽費老人ホーム事務費補助金に係る実績報告書において、交付を受けようとする補助金の額の算出を誤ったことにより、同補助金が過大に交付されていた。

なお、過大に交付されていた補助金については、返納済みである

# 公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター

## 県出資金について

本法人は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に関する事業等、暴力団追放に関する諸事業を推進することにより、暴力団の存在しない明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産500,108,788円のうち200,000,000円を出資している。

#### 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ、

# 財団法人山口県老人クラブ連合会

# 1 県出資金及び県補助金について

本法人は、県内における老人クラブの普及と正常な発展を図り、老人の生活を健全で豊かなものにし、老人福祉の増進に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産等200,792,612円のうち80,000,000円を出資している。

また、県は、平成22年度において、老人クラブ等活動推進員設置事業県費補助金4,068,000円、山口県老人クラブ連合会事業費補助金1,587,000円及び高齢者相互支援推進・啓発事業県費補助金262,000円を支出している。

#### 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ.

#### 平成二十四年四月十三日発行平成二十四年四月十三日印刷 発発 行行 人所 山山 口口

知県

事庁

# 財団法人山口県建設技術センター

的として設立され、県は、基本財産10,000,000円のうち5,000,000円を出資している 業の円滑で効率的な執行を支援し、もって良質な社会資本の構築に寄与することを目 本法人は、建設技術者の資質の向上を図るとともに、県及び市町が施行する建設事

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ

## 山口県職業能力開発協会

及び山口県技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業補助金3,638,680円を支出し 立され、県は、平成22年度において、山口県職業能力開発協会費補助金39,028,000円 を行うことにより、当該地区における職業能力の開発促進を図ることを目的として設 本協会は、県の地区内において職業能力の開発及び向上の促進に関する必要な業務

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認めった

# おいでませ!山口国体・山口大会実行委員会

## 県補助金について

度において、おいでませ!山口国体・山口大会実行委員会補助金351,911,533円を支 大会を開催するために必要な事業を行うことを目的として設立され、県は、平成22年 本会は、第66回国民体育大会(冬季大会を除く。)及び第11回全国障害者スポーツ

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ